明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（二六三）　三
○令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二六四）　五
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（二六五）　六
○新型インフルエンザ等対策推進会議令の一部を改正する政令（二六六）　七
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（二六七）　八
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二六八）　九

〔省　令〕
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・農林水産**二）　三
○厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇七）　三
○労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**一〇八）　三

〔告　示〕
○厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（**厚生労働**二五七）　一五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**一〇四七）　一五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（政令第二六三号）

（厚生労働省）

一　厚生労働省組織令の一部改正関係

1　健康局及び医薬・生活衛生局を改組し、健康・生活衛生局及び同局感染症対策部並びに医薬局を新設することとした。（第二条、第五条及び第六条関係）

2　医薬・生活衛生局食品基準審査課、食品監視安全課、生活衛生課及び水道課を新設する健康・生活衛生局に振替設置することとした。（第四〇条第一項、第四五条～第四八条及び第四九条関係）

3　健康局結核感染症課並びに医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課及び検疫所業務課を振替廃止し、新設する健康・生活衛生局感染症対策部に企画・検疫課、感染症対策課及び予防接種課の三課を置くこととした。（第四〇条第二項及び第四八条の二～第四九条関係）

4　大臣官房生活衛生・食品安全審議官を廃止することとした。（第一八条関係）

二　食料・農業・農村政策審議会令の一部改正関係

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課の廃止に伴い、食料・農業・農村政策審議会令から同課を削除することとした。（第九条関係）

三　施行期日等

1　関係政令について、所要の規定の整理を行うこととした。（附則第二条～第七条関係）

2　この政令は、令和五年九月一日から施行することとした。

◇令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二六四号）（内閣府本府）

1　令和五年五月二八日から七月二〇日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

㈤　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

㈥　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第二六五号）（厚生労働省）

1　名称等の表示又は通知の対象となる物の削除

三―イソプロポキシ―二―トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）、酸化アルミニウム、水素化ビス（二―メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウム、ステアリン酸亜鉛、四・五・六・七―テトラクロロ―一・三―ジヒドロベンゾ［c］フラン―二―オン（別名フサライド）、ポルトランドセメント及び二―メチル―N―［三―（一―メチルエトキシ）フェニル］ベンズアミド（別名メプロニル）を、譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物から削除することとした。（別表第九関係）

2　名称等の表示又は通知の対象となる物の規定方法の変更

㈠　譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物を、次のように定めることとした。（第一八条関係）

(1)　労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、ハフニウム、マンガン又はロジウムにあっては、粉状のものに限る。）